

四日市市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 31 日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市条例第 28 号

四日市市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

四日市市特別職報酬等審議会条例（昭和 40 年四日市市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(所掌事項)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p><u>2 市長は、教育長及び常勤の監査委員の給料の額を定めようとするときは、あらかじめ、当該給料の額について審議会の意見を聞くものとする。</u></p>	<p>(所掌事項)</p> <p>第 2 条 (略)</p>

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(総務部人事課)